育成医療・更生医療を行うために必要な設備及び体制一覧

| 医療機関の種類 | 15/242/31 2. | ま 備 及 び 体 制 |
|----------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------|
| | 共通 | 設 MM 及 び PM |
| 田利に開わる屋屋が加り | 育成医療・更生医療を | 付に必安とされるもの |
| 眼科に関する医療を担当 する医療機関 | 育成医療・更生医療を 行うため、担当しよう | |
| | 119にめ、担当しより | |
| 耳鼻咽喉科に関する医療 | | |
| を担当する医療機関 | ついて、その診断、治療な行うのにしなわ | |
| 口腔に関する医療を担当 | 療を行うのに十分な | |
| する医療機関 | 医療スタッフ等体制 | |
| 整形外科に関する医療を | 及び医療機関設備を | |
| 担当する医療機関 | 有しており、適切な標 | |
| 形成外科に関する医療を | 榜科が示されている | |
| 担当する医療機関 | 2 b. | |
| 中枢神経に関する医療を | また、患者や家族の要 | |
| 担当する医療機関 | 望に応えて、各種医療 | |
| 脳神経外科に関する医療 | ・福祉制度の紹介や説 | |
| を担当する医療機関 | 明、カウンセリング等 | |
| 心臓脈管外科に関する医 | の実施等が行えるス | シムが**女相目が上界TマットD牧みこ こっかわ/出とナーマッファー |
| 療を担当する医療機関 | タッフについても体 | 心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。 |
| | 制が整備されている | 移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。 |
| 心臓移植に関する医療を | こと。 | 心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、心臓移植術実施施設又は心臓 |
| 担当する医療機関 | | 移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施 |
| コニコケる区が成内 | | できる体制及び設備を有している施設であること。 |
| EALIP 1 4 日 アム 上 中 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | |
| 腎臓に関する医療を担当 | | 血液浄化療法に関する機器並びに専用のスペースを有していること。 |
| する医療機関 | | |
| 腎移植に関する医療を担 | | 腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置(機器)を備えていること。 |
| 当する医療機関 | | |
| 小腸に関する医療を担当 | | |
| する医療機関 | | |
| | | 移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又 |
| | | は「特掲診療料の施設基準等」(平成20年厚生労働省告示第63号)で定める生体部分 |
| 肝臓移植に関する医療を | | 肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。 |
| 担当する医療機関 | | 肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓 |
| | | 移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施 |
| | | できる体制及び設備を有している施設であること。 |
| 歯科矯正に関する医療を | | |
| 担当する医療機関 | | |
| 免疫に関する医療を担当 | | 各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備 |
| する医療機関 | | であること。 |
| / V (C)///(//XI/XI | | 複数の医療機関からの処方せん受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経 |
| 薬局 | | 験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害者に配慮した |
| | | 設備構造等が確保されていること。 |
| | | 新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者(管理薬剤師)が過去に他の |
| | | 指定自立支援医療機関において、管理者(管理薬剤師)としての経験を有している実績が |
| | | |
| =1-111================================ | | あり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。 |
| 訪問看護ステーション若 | | 原則として現に更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、更生医療機関医療 |
| しくは老人訪問看護ステ | | 担当規程により、適切な訪問看護等が行える事業所であること。そのために、必要な職員 |
| ーション又は居宅サービ | | を配置していること。 |
| ス事業所 | | |